

研究費不正使用に関する調査結果

平成 28 年 7 月 20 日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

平成 25 年 3 月に発覚した当機構職員による研究費不正使用事件について、当機構では調査や再発防止の措置等を実施してきたところである。今般、同事件に関して同職員に対する刑事判決がなされたことを踏まえ、本事件に関わる調査結果をとりまとめたので公表する。

I. 事件の経緯・概要

1. 発覚の契機及び刑事裁判の判決のポイント

平成 25 年 3 月 4 日、宮城県警察から宇宙航空研究開発機構（以下、「機構」）に対し職員 S（以下「S」）の業者 DW¹（以下「DW」）との間の契約で研究費不正使用の疑いがあるとして捜査への協力が求められたことから、機構は警察の捜査に協力した。同年 5 月に S は詐欺容疑で逮捕され、同年 6 月に S は 2 件の契約²で機構から金銭を騙し取ったとして起訴された（DW 代表の N は逮捕されたが不起訴処分となった）。

平成 28 年 6 月 14 日、仙台地方裁判所は S に対し懲役 2 年執行猶予 4 年の判決を下した。³判決は、S は N と共謀の上、2 件の契約（解析コード及びプログラムの改修）に関し、既に改修済みであり、DW に改修させる意思も必要もなく、かつ、DW に改修の能力もないのに、改修の必要があり、DW が改修業務を行う旨機構を誤信させて DW と契約させ、契約代金名目で DW に入金させた事実を認定し、詐欺罪の成立を認めた。その上で本判決は、量刑の理由として、本件詐欺事犯は巧妙かつ悪質であること、S は詐取した金員を自らの生活費の支払いに充てていること、機構の社会的信頼性を著しく害していること、S は不合理な弁解に終始し反省の態度が見られないことを指摘する一方で、機構の手続き等の隙をついた面があるものの、チェック機能が十分に働いていたと言えないこと、十分な研究支援体制が受けられない状態が続きストレスがあったことがうかがわれる点において S にやや同情すべき余地があることも指摘した。なお、S は、起訴された 2 件の契約については、いずれも A 氏⁴が改修等を行っている旨弁

¹ DW は N が個人事業主として登録した屋号の略称。

² 「軌道解析コード改修」、「熱力学データ・プログラム改修」

³ 平成 25 年(わ)第 268 号、同第 318 号

⁴ 公判において、弁護人は、名前を明かすことのできない第三者（A 氏）がコード及びプログラムの改修を行い被告人が A 氏に立替払いしたと主張し、検察官は、被告人自身が改修を行ったにも関わらず第三者による改修であるかのように装ったと主張した。

解し無罪を主張したが、判決は、Sは機構に対し、改修済みのプログラム等をDWに改修させる旨虚偽の事実を告げて機構を誤信させ、機構に契約代金名目でDWに送金させている以上、A氏の存在の有無に関わらず、詐欺罪が成立すると認定し、その上で、A氏の存在は認定できないものの、契約前に行われていたプログラム等の改修の一部についてはSに無償で協力した第三者が行った可能性は否定できないとした。

II. 機構の調査

1. 調査体制

機構では、平成25年3月の宮城県警からの連絡以降、初動調査を開始し、同年5月に「研究費不正防止対策委員会」⁵(以下、「委員会」)を設置し、不正行為の調査及び原因究明、機構内の総点検、再発防止策の検討等を行った。

2. 調査内容

委員会は、S本人⁶の他、Sが協力者とするDW代表者N、T及びU、また、機構内外の関係者に聴き取り調査を行い、契約書類、メール等の書類確認、納入品の確認等の調査を行い、また、機構内に類似の案件がないかについても調査を行った。当該調査を踏まえ、平成25年9月9日に再発防止策を策定した。委員会では、上記調査に加え、公判結果を踏まえて最終報告をとりまとめることとし、また、当該調査を踏まえ、不正使用の金額の算定を行った。

平成28年6月14日の仙台地方裁判所の判決を踏まえ、最終報告をとりまとめた。

3. 調査結果

調査の結果、機構とDWとの間、及び機構とI社との間の契約において不正があった。

(1) 不正の内容・手法

ア. DWとの契約

①Sは、DWとの26件の契約中10件⁷の契約において、DWに能力がないにも関わらず機構を誤信させてDWと契約させ、また、これに資金を支払わせ、詐取した。一部のプログラム改修では、契約締結以前に改修作業が実施され終了していた。

⁵ 総務担当理事を委員長とし、職員の委員に加え弁護士、公認会計士の2名の外部委員を含む体制とした。

⁶ Sは平成25年5月に逮捕され、また保釈後も裁判所により保釈制限（接触制限）が課せられたため、逮捕後には聴き取り調査は行えなかった。

⁷ 起訴された2件の契約はこの10件に含まれる。

- ② Sは、DWに指示して機構からDWに支払われた資金の一部をS及びTの口座に振り込ませ、SはTに指示して一部をSに送付させた。
- ③ Sの口座に振り込まれた資金は、同口座の残高と混和し、以後、私的に費消されていたと考えられる。
- ④ Sは、業者A⁸にプログラム改修を行わせ、その謝礼を立替えて支払っており、その立替え分を回収した旨説明したが、Sからは業者Aの存在を証明する証拠は何ら提示されず、また、機構による調査でもデータや資料等からその関与を示すものは確認できなかった。このことは刑事裁判でも同様で、判決では上記のとおりプログラム等の改修の一部についてはSに無償で協力した第三者が行った可能性は否定できないとするに止まり、業者Aの存在、及び、Sが謝礼を立替えて支払った事実はいずれも認定されなかった。
- ⑤ Sは、機構が契約相手方であるDWに支払った資金をDWから自己口座に振り込ませているが、そもそもこのような行為自体あってはならない不正な処理である。
- ⑥ 業者Aを特定する情報を明らかにせず、Aへの支払いを証明する証拠を提出しないこと、DWからSに振り込まれた資金の流れからも業者Aの存在をうかがう事情は認められないことを踏まえれば、Sは資金を私的に流用したと判断せざるを得ない。

イ. I社との契約

SはI社との平成24年と25年の2件の契約において、実際は2,520,000円/年のソフトウェアのライセンスであるにもかかわらず、各年において、これを2分割し一方を当該ソフトウェアのライセンス(1,568,000円)、一方を他の名目(952,000円)で機構に2本の契約を締結させ、I社においてこれを合体させる品名替えを行っていた。

(2) 動機・背景

ア. DWとの契約

Sは、研究において人手不足に悩み人手を確保したく良かれと考えて行ったことであり何ら悪意がなかったと説明するが、SはDW等から支払われた資金を私的に流用し、生活費等に費消していたと考えられることから、それを目的としていたと判断せざるを得ない。

イ. I社との契約

入札を避け少額随意契約とするためと考えられる。

(3) 不正使用額の算定

⁸ 判決で示されたA氏に該当するものと考えられる。

ア. DWとの契約

不正のあったDWとの10件の契約中、実際にDW(下請企業を含む)が作業し納入した分を除いた5,452,661円(科研費1,111,999円、運営費交付金4,340,662円)を不正使用額と算定した。

イ. I社との契約

不正のあったI社との2件の契約中、契約と実態があっていない1,904,000円(科研費)を不正使用額と算定した。

ウ. 全体

この結果、科研費に係る不正使用は3,015,999円、運営費交付金に係る不正使用は4,340,662円⁹であった。

4. 処分及び損害の回復

上記不正に係るSの処分について、機構は規程に基づき、厳正かつ速やかに対処する。また、機構の損害についてSに賠償を求める。

Ⅲ. 再発防止策

1. 不正等が行われた当時の管理・監査体制

機構では、要求部署、契約部及び財務部がそれぞれ規程等に基づき手続きし、契約、検収及び支払いを行い、また、競争的資金の場合は、文部科学省が定めたガイドラインを踏まえた検収時の体制を整備し管理していた。内部監査は、独立して組織横断的に内部監査を行う評価・監査室(現評価・監査部)が計画に従い全部署の現地監査を行い、また競争的資金はこれに加え書類の監査及びヒアリング等の監査を実施していた。

2. 再発防止策の基本的な考え方

本件不正に関し、委員会は、以下を再発防止策の基本的な考え方とした。

- (1) Sのモラル・自覚欠如を踏まえ、予算を執行する職員のさらなるモラルの向上が最も重要であること
- (2) 機構が制度を整えてはいたものの結果として不正を許したことから、不正が困難になるような制度の見直し等を行うことが必要であること
- (3) Sが所属長や同僚等との密なコミュニケーションがなかったことなど制度をめぐる環境の整備が必要であること

3. 再発防止策

⁹ 運営費交付金分は機構の損害であり、損害賠償請求権に関する時効を中断するため平成28年2月9日にSに対し催告を行った。

委員会は平成 25 年 9 月 9 日に下記（１）～（３）の再発防止策を策定した。機構は、同年、再発防止策を実行に移し、これを継続している。

（１）予算執行に係るモラルの向上

ア. 「JAXAにおける予算執行に関する行動規範」を制定、周知している。

イ. 全職員対象の研修を実施し、その後も各種研修を継続している。

ウ. 不正行為時の懲戒処分と実績、損害賠償請求の可能性を周知している。

（２）調達制度の見直し

調達手続きにおける不正を防止、発見するため以下の見直しを行い、規則等の改正を行った。

ア. チェック機能強化：不正防止の観点から効果的、効率的な確認を行うためのチェックリストを導入し、活用している。

イ. 業者情報の見直しと活用：機構の財務会計システムの業者情報を見直し、業者の詳細な情報を確認できるよう追加し活用している。

ウ. 検査実施要領の改正：検査が難しいものをより適当な者に検査を行わせること、発議者を検査員に指名できないこと^{10,11}、発議者による説明責任の明記の改正を行い、運用している。

エ. 内部監査における確認：平成 25 年度からは、監査の頻度を倍増し、競争的資金は、研究期間が終了した課題以外のものからも選定し監査を行っている。本件再発防止策が有効かつ効果的に機能しているかに加え、所属長の自己点検シートも定期監査で実施し、監査を強化している。

（３）制度をめぐる環境の整備

ア. 所属長に対し、研究者が同僚等の周囲とのコミュニケーションが図りやすい環境とするよう注意喚起し、継続して周知している。また、所属長は研究実態を把握することとし、これを確認している。

イ. 職員が契約措置要求等の各種相談ができるよう予算執行に関する相談窓口を設置し、運用している。

ウ. コンプライアンス総合窓口を機構公開ホームページに掲載し、また、調達仕様書に記載し、契約相手方に対し同窓口を周知している。

（４）再発防止策の取組状況

平成 25 年以降の上記取組状況について、機構の評価・監査部による監査において、概ね有効かつ効果的に機能していることが確認されている。このため、機構は引き続き再発防止策の実施とその監査を継続する。

（５）再発防止策実施後の措置

上記再発防止策実施後も、不断の見直しを行っている。

¹⁰ 本事案に関して不正が認められた案件について、S 本人が検査員となったものはなかったが、今回措置を強化した。

¹¹ 従来、機構内の規則で競争的資金による契約は発議者を検査員に指名できないと定めていたが、これを機に財源に関わらず発議者を検査員に指名できないと定めた。

- ア. 国のガイドラインを踏まえ、平成 26 年 10 月に、競争的資金に関し、事務部門による給付事実の確認、事後確認¹²及び一者一社契約の給付事実の確認、特殊な役務（プログラム等の開発等）契約においてその部署以外で知識を有する者による役務履行の詳細の確認を行うこととして更に検査を強化した。
- イ. 同じく国のガイドラインを踏まえ、平成 27 年 9 月に研究倫理委員会を立ち上げ、研究倫理に係る研修など、研究不正の事前防止のための取り組みを行い、平成 28 年 4 月に、若手研究者が相談できる研究相談員に係る制度を整備した。

¹² 給付時に確認できなかったもののうち 1 割以上。一者一社契約は累計 50 万円以上の契約全件。